第1章 はじめに

1 新潟市レッドデータブック作成の背景

(1) 野生生物保護に関する法令等

地球上には、様々な生態系が広がっており、未知のものも含めると3,000万種とも推定される多様な生物が存在していると言われています。また、野生動植物は、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものです。しかし、現在、多くの野生動植物がさまざまな原因によって絶滅の危機にさらされており、このような動植物に対する乱獲防止や保護増殖、その生息・生育地の保全といった取り組みが必要になっています。

国内では、「鳥獣保護及狩猟二関スル法律(現:鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)」が1963年に施行され、農林水産業の振興を図りながら、野生鳥獣の保護や繁殖に努めています。また、優れた自然の風景地について保護と利用を増進するため、「自然公園法」が1957年に施行され、自然の風景地やこれに準ずる地域を保全する施策が執られています。その後、特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」が1972年に施行されています。そして、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「生物多様性基本法」が2008年に制定されるとともに、「生物多様性国家戦略」に示された施策の具体化が図られています。

また, 国際的にも, 「ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)」や「ワシントン条約(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)」, 「ボン条約(移動性野生動物種の保全に関する条約)」及び「世界遺産条約(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約)」といった生物や自然環境を保全するための国際条約が次々と発効されました。

1990年代に入ると環境問題に関する危機感が高まり、地球サミット(環境と開発に関する国際連合会議)を契機に、「生物の多様性に関する条約」が1993年に採択されました。日本は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全するための法整備として「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」を1992年に制定しました。この法律では、個体の捕獲及び個体等の譲渡し等の禁止、生息地

等の保護に関する規制及び保護増殖事業といった多岐にわたる内容が盛り込まれています。さらに、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)」(2003年)や「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(特定外来生物法)」(2004年)が制定されています。

(2) 「新潟市レッドデータブック」の作成目的

ア 本市の概要

本市は、本州日本海側のほぼ中央に位置し、信濃川や阿賀野川の河口にまたがっています。概ね平坦な地勢となっていますが、海岸部に連なる新潟砂丘がわずかに高台を成しています。また、南東側に新津丘陵、南西側に角田・弥彦山塊があります。

本市の植生は、平野部においては、本市の特色でもある水田に多様な草本が生育しています。海岸部においては、コウボウムギなどの海浜植物や防砂林であるクロマツ林、丘陵・低山部は、コナラによる二次林やスギを中心とした植林地帯が広がっています。また、佐潟や福島潟などの湖沼においては、ヒシ、ハス、ヨシ群落などが認められます。

水辺を多く有する本市の特徴の一つとして,多くの鳥類が確認されています。日本産鳥類の約半分近くが記録されており,佐潟,鳥屋野潟,福島潟は,ヒシクイ,オオハクチョウ,コハクチョウといったガンカモ類の集団渡来地となっています。

このような本市の水辺や緑地は、それぞれ特色ある生物相を育み、生態系 を構成していますが、市街地、農耕地に隣接するため、人間の活動により生 物の生存が脅かされています。

イ 本市の施策の方向性

本市は、「新潟市環境基本条例」を1996年に制定し、また、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「新潟市環境基本計画」を策定しています(1998年策定、2007年改定)。改定した環境基本計画において、本市の目指す環境都市像として「市民とともに創る新潟環境ふれあい都市」を掲げました。これは、市民が都市機能の利便性を活用し、発展する新潟の躍動感を感じながら、健康で安心な生活を送るとともに、水辺や里山、田園など自然を保全し、触れ合うことにより、やすらぎと潤いを得ることのできる都市を意味します。そして、このような環境都市像を実現するため「自然と人間とが共生する田園ふれあい都市」を目標としました。この目標の要点は、次の3つです。

- ○地域の自然的・社会的特性に応じて、水辺や里山、砂丘、海岸林、田園など豊かな自然を適切に保全すること
- ○「白鳥の飛び交う水と緑のネットワーク」をつくり、湖沼、河川や田園を つないで生物の生息空間を維持・創造するなど生物多様性の確保を図ること
- ○自然との触れ合いの場や機会を創出するなど賢明な利用を図ること

ウ 環境状況の把握等

本市では、1998年の「新潟市自然環境基礎調査」や2007年の「新潟市外来生物分布基礎調査」により、本市域に生息・生育する動植物の目録(リスト)を作成した他、各種モニタリング調査の一環として希少生物の生息・生育状況調査を行っています。

また、希少生物の知見が集積し、その重要性が高まっている中で、希少生物や絶滅のおそれのある生物の資料をまとめたレッドデータブックの作成は、行政上の活用だけではなく、市民に生物の保護について広く啓発する効果を持ちます。

そこで、レッドデータブックの作成に必要な本市域における希少生物の生息・生育状況を把握するため、2003(平成15)年度~2004(平成16)年度の2ヵ年に渡り合併前の旧市域を、また、2006(平成18)年度~2008(平成20)年度の3ヵ年に渡り合併した近隣市町村域における現地調査を行いました。